

2012年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

2012年12月1日

駿台史学会

於 明治大学リバティタワー1123教室

プログラム

午前の部

自由論題 (9:30~11:50) リバティタワー 1123 教室

午後の部

2012 年度テーマ

『災害と歴史学』 リバティタワー 1123 教室

趣旨説明 (13:00~13:15)

研究発表 (13:15~16:30、一時休憩 15:15~15:30)

休憩 (16:30~16:40)

質疑応答・討論 (16:40~17:30)

全幹事会 (17:30~18:00) リバティタワー 1123 教室

総会・懇親会 (18:00~) リバティタワー 23階 サロン燦

研究発表

自由論題

日本列島後期旧石器時代初頭における石斧研究の新たな展望	赤星純平	2
明治初期における金融活動と地域社会 ―銀行・報徳・講にみる「公益」の観念―	坂井飛鳥	5
江戸令第一条の復原と唐代村落史研究への影響	石野智大	7
ヴィシー政府とユダヤ系フランス人 ―UGIF 指導者レモン・ラウル・ランベールの思想と行動―	山本耕	8

2012 年度テーマ

『災害と歴史学』

2012 年度駿台史学会大会統一テーマ趣旨	寺内威太郎	12
古墳時代における火山災害対応と地域首長 ―群馬県榛名山麓を例に―	若狭徹	14
富士山宝永噴火災害からの復興過程 ―相模国足柄上郡千津島村を中心に―	辻林正貴	16
歴史的な大規模土砂災害を探る ―日本の天然ダム災害と復興―	井上公夫	18

日本列島後期旧石器時代初頭における石斧研究の新たな展望

赤星 純平

(明治大学大学院文学研究科博士前期課程・考古学)

I. 旧石器時代の研究動向

1. 岩宿の発見

日本列島における旧石器時代研究の歩みは、大きく2段階に区分できる。1949、50年に岩宿遺跡の発掘調査が行なわれ、日本列島にも旧石器時代があったことが確認された。

岩宿遺跡発見以降、1951年には東京都茂呂遺跡においてナイフ形石器、1953年には長野県上ノ平遺跡において槍先形尖頭器、1954年には長野県矢出川遺跡において細石器が発見された。この段階で「示準石器」が出そろい、ナイフ形石器文化から槍先形尖頭器文化へ、さらに槍先形尖頭器文化から細石器文化へと旧石器時代の編年が整備された(杉原1953、芹沢1954)。

ここまでが旧石器時代研究の発見期であり、発見された資料の観察と記述が中心となった時代であった。

2. 旧石器研究の発展期

1960年代後半から70年代になると、列島改造ブームによって全国的に発掘調査件数が急増し、旧石器遺跡も多数発見されるようになった。それと同時に、今までの「示準石器」による編年の限界が現れ、以下の3つの研究方法に進み今日に至っている。

第1は、野川遺跡にはじまる編年研究である。この研究は層位的出土事例をもとに詳細な石器群の変遷と地域性を明らかにすることを目的とし、全国的な編年の整備に向かった(小林ほか1971)。

第2は、砂川遺跡にはじまる遺跡の構造研究である。この研究は、旧石器時代人の生活と社会の復元を目的に行なわれた。遺跡に残された石器を接合し、技術を復元して、移動時の搬入品物の分析が進められた(砂川遺跡調査団1968)。

第3は、セミョーノフにはじまる使用痕研究である。セミョーノフは、石器自体に残された傷痕から使用時の姿を復元し、機能・用途を推定する研究を試みていた(Semenov1964)。

II. 石斧の研究史

以上のような旧石器時代の研究動向を踏まえた上で、石斧の研究史を概観する。

1. 岩宿遺跡の石斧の発見

日本列島における旧石器時代の石斧の発見は、1949、50年の群馬県岩宿遺跡に遡る。岩宿遺跡の報告書は、1956年に刊行され、石斧がヨーロッパにおける前期旧石器時代の「ハンドアックス」に該当すると報告

され、1つの文化階梯を示す「示準石器」として扱われた（杉原 1956）。

その後、石斧単独の文化が存在せず、必ずナイフ形石器と伴うことが判明し、ナイフ形石器文化期の最古の段階に位置づけられていった。

2. 石斧の編年研究

1970年代に入ると、層別的出土事例をもとに石斧の形に新旧の差を求める研究が行われていく。小田は、旧石器時代初頭の石斧集成に努めた（小田 1976）。それに基づいて北陸旧石器文化研究会では、石斧の全国的な集成が行なわれ、汎列島的な出土事例と石斧の出土時期が立川ロームX・IX層の時期に限定されることが理解された（北陸旧石器文化研究会編 1989）。

その上で、石斧の形が変化する過程を層位的に探ろうとした。しかし、石斧の形は使用中の破損や再利用によって大きく変わってしまう事実が報告されるようになる（長崎 1990）。形だけからの石斧の古さを知る編年研究の限界が顕著となった。

3. 遺跡の構造研究

このため石斧研究は、編年研究から遺跡の構造研究へと推移していった。石斧についての遺跡の構造研究は、1993年に発見された多摩ニュータウン№72遺跡から出発し、石斧がどこで作られ、どこで使われ、どこで捨てられたのかが問題とされるようになる（鈴木 1995）。

しかし、石斧を製作した痕跡をもつ遺跡の類例が少なく、研究は進展しなかった。石斧の研究は、その後、使用方法の解明に向かい、石斧の使用痕分析の事例が増加していく。

4. 使用痕研究

石斧の機能に関しては、木材の伐採具説（稲田 2001）と大形獣の解体具説（麻柄 2001）の2説が登場していたが、どちらの説も裏付けに欠けた。

最近では使用痕分析による石斧の機能の推定が行なわれている。池谷は、千葉県瀧水寺裏遺跡の石斧の使用痕分析を行ない、打製石斧は伐採具、局部磨製石斧は解体具であると推定した（池谷 2004）。一方、高橋は千葉県南三里塚宮原第1遺跡の使用痕分析を行ない、打製石斧が伐採具、局部磨製石斧は伐採具と解体具の2つの機能をもつことを指摘した（高橋 2004）。これらの分析に対し、堤は長野県日向林B遺跡の使用痕分析から局部磨製石斧の大形品は伐採具、小形品は解体具であると主張し、池谷と高橋の使用痕分析を補強した（堤 2006）。

しかし、依然として石斧が何に使われたのかの確証はなく、石斧の使用痕もはっきりしていない。石斧の研究は、この分野でも停滞している。

Ⅲ. 研究の目的

これまでの研究を整理すると、石斧研究はどの分野でも徹底した形で進展してこなかった。本研究では原点に戻って、石斧自体の分類から見直したい。その上で、具体的には、まず石斧の製作、使用、再加工、再利用の復元を行ない、遺跡における石斧の搬入と搬出を整理する必要がある。

今回は、これらの視点に基づき石斧の分類と製作工程について発表を行なう。

明治初期における金融活動と地域社会

—銀行・報徳・講にみる「公益」の観念—

坂井 飛鳥

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・日本史)

本報告は、松方デフレ期に各地で発生した負債農民騒擾が、なぜ神奈川県西部地域において発生しなかったのかについてその原因を考察したものである。神奈川県西部の足柄上郡と足柄下郡は、負債農民騒擾件数の多い神奈川県内の一地域であり、同様に負債農民騒擾の多発した静岡県に隣接しているにもかかわらず、そうした地域の混乱が当該時期にほぼ見られない地域である。この要因を、地域において金融を主たる業務として取扱っていた組織である「銀行」・「報徳社」・「頼母子講・無尽講」に求め、松方デフレ期におけるそれぞれの活動を追うことで、負債農民騒擾が起こらなかった理由を探りたいと思う。

はじめに、対象となる地域の産業状況の概略について説明してゆく。まず、大規模な負債農民騒擾が発生した神奈川県の多摩南部・県央部と県西部との三地域の地味や産業の違いを比較する。多摩南部と県央部は水田に向けた土地が多くなく、養蚕・製糸などに収入を大きく依存しており、不況下においては生産物の価格低下による収入減で、上層農民から下層農民に至るまでが生活苦に追い込まれる可能性が高い地域である。この地域では、デフレ以前から、もしくはデフレ後に急速に農民層分解が進んだ。これとは対照的に、県西部は稲作を中心とする地域であり、養蚕・製糸業は地域の軸たる産業とはならなかった。ゆえに養蚕・製糸業への投資するものは少なく、土地を手放して没落する者も先の地域と比較すると少数であり、農民層分解の進みはゆるやかであった。

不況の影響が少なかったことを前提として、先にあげた各金融組織についてみていく。銀行類似会社の活動では、高座郡・津久井郡・南多摩郡で営業していた武相銀行、愛甲郡・大住郡・海綾郡で営業していた共伸社、足柄上郡で営業していた共洽社、足柄下郡で営業していた積小社という4社の比較を行う。武相銀行と共伸社は、不況下で苦しい営業を強いられたため、時として負債者に厳格な対応をし、負債農民騒擾の際にはその標的となった。一方、共洽社と積小社はある程度負債者に有利な貸付を行い、不況期には資本金を減額して焦げ付きの件数を減らそうと試みた。特に共洽社は、返済不能になった負債を、裁判を通してではなく、債権者の証人たち（その多くは同社の役員であった）に請求するという独特な対応をしている。

地域金融の中心である銀行類似会社の周辺には、報徳社や頼母子講・無尽講といった相互扶助団体的な金融組織があった。銀行類似会社の経営陣の多くは、こういった報徳社や講の役員でもあった。これらの組織の貸付は小額が多いものの、地域金融を補完する役割を担っていた。報徳社は、共洽社と積小社が営業規模を縮小する中であっても、貸付を維持、時に増加しており、不況下にあっても地域の金融を閉塞させることなく、その

需要に応じていた。報徳社によっては、普通ならず金を借りられないであろう、身代限り処分を受けた者に対する貸付も行っていた。さらにその貸付の中には、返済期限を指定せず、家政が回復してから返済を始めてかまわないという、きわめて負債者に有利な制度もあった。頼母子講・無尽講もまた、個人の、あるいは村の借金が完済されるまで相互協力を行うことを取り決めるといった活動を、不況下ながら行っていた。

神奈川県西部地域は、県内他地域と比べ松方デフレの影響が軽く、なおかつ地域内の各金融組織が負債者に有利な条件での貸付や対応行っていたため、周辺地域のような大規模な負債農民騒擾が発生しなかったのである。諸組織の活動の背景として、それぞれの組織の参加者にとって「公益」という観念が重要視されていたことが指摘できる。地域内の銀行・講・報徳社の多くは、その定款や設立趣旨において「公益」の実現を目標として掲げており、不況下における地域の混乱の回避は、この観念の実践のあらわれであったといえる。

唐戸令第一条の復原と唐代村落史研究への影響

石野 智大

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・アジア史)

唐朝は、前王朝である隋の天下統一後に制定された村落制度である郷里制を受け継いで全土に郷（500戸）一里（100戸）の編成を布くとともに、それまで自然聚落として存在した村や都市内の居住区である坊をも公的な制度の中に組み込み、郷・里系統の「人為区分」と坊・村系統の「自然区分」による二重の村落制度構造を作り上げたとされる。これまで、このような唐代村落制度の基本的骨格を確認する際に扱われてきたのが、各種史料中に残る唐代の行政法である令の逸文史料であった。

唐令そのものは早くに散逸しているため、その詳細を正確に把握することは困難である。しかし、仁井田陸氏の『唐令拾遺』（1933年）によって多くの唐令条文の復原が成し遂げられたことは、その後の唐代村落史の研究に対して多大な影響を与えた。その中でも唐代の村落組織を規定したものとして注目されたのは、『唐令拾遺』において戸令第一条の一甲（武徳7年令）、一乙（開元7年令）、一丙（開元25年令）として復原された三つの条文である。唐戸令第一条として復原された三つの条文のうち、日唐令比較に基づく条文排列の問題に関わって議論的となったのは、主として一乙条（開元7年令）と一丙条（開元25年令）であった。また、従来の唐代村落史研究においても、村落組織に関する最も詳細な規定を伝える一丙条、もしくはその主要典拠となった『通典』巻3・食貨3・郷党条の史料が多く利用されてきた。しかしその一方で、唐代村落制度の構造に言及する研究に注目するとき、唐初におけるそれを規定した一甲条（武徳7年令）とその復原典拠たる『旧唐書』巻48・食貨志上の記述が、今に至るまで大きな影響を与えてきたことに気づかされる。

唐代村落制度の構造を探る議論は、基本的に唐令復原研究の成果を軸に展開されてきた。したがって、両研究は本来的に密接な関係を有していたのである。しかし、その具体的な対応関係は十分には検討されず、これまで看過されてきたと言ってよい。その結果、唐代村落制度の構造に関する従来の理解は、立論の前提となる史料的側面において大きな不備を抱えたままに、通説としての位置を占めてきたように見受けられる。そのため、唐戸令第一条の復原とその後の復原研究の推移によって唐代村落制度の研究がいかなる影響を受けてきたのかを改めて位置づけなおし、そこから明らかとなる問題点を解消することなしには、唐代村落制度下における「人為区分」と「自然区分」の二重構造の存在もそのままでは成立しがたいものとなる。

そこで本報告では、まず唐戸令第一条の復原研究と従来の唐代村落制度構造の理解との関係を明らかにし、これまでの唐代村落史研究に内在する問題点を浮き彫りにする。その上で、従來說とは異なる角度から、唐代村落制度の基本形態とされる「人為区分」と「自然区分」の二重構造について再考し、通説的理解の修正を図りたいと思う。

ヴィシー政府とユダヤ系フランス人

—UGIF 指導者レモン・ラウル・ランベールの思想と行動—

山本 耕

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・西洋史)

ヴィシー政府とドイツ占領当局が、並行してユダヤ人迫害を実行したヴィシー期フランス（1940-1944）。その反ユダヤ主義政策の一環として、ヴィシー政府はユダヤ人全国組織、在フランス・ユダヤ人総連合[UGIF]を創設した。そしてUGIF 幹部への就任により、ヴィシー政府の「協力者」として非難されたのが、ユダヤ系フランス人レモン・ラウル・ランベールである。

1970年代の「バクストン革命」以降、ヴィシー期研究はレジスタンス史観を越えて拡大し、1980年代にはユダヤ人迫害へと注目が集まった。ユダヤ人迫害の多様な実態が明らかにされつつある現在、被迫害者としては特異なランベールの思想・行動に対する分析は、その側面の一つを明らかにする上で重要である。本論は彼の日記・寄稿記事等への分析を通じ、UGIF 指導者ランベールのヴィシー政府像を明らかにする。

ヴィシー期フランスには社会的背景の異なる「ユダヤ人」諸グループが存在し、反ユダヤ主義的傾向を持つヴィシー政府は、彼らに対する迫害を独自に実行した。さらにドイツが絶滅政策を採用して以降、ヴィシー政府もそれへの協力を余儀なくされ、占領中に約7万人がフランスから東方へと移送されたのである。

1941年11月のUGIF 設立はこうした政策の一つであり、「ユダヤ人」は国籍を問わず強制加入とされたため、ゲッターを想起させる組織として強い反対を受けた（特にフランス社会へ「同化」していたユダヤ系フランス人にとっては、フランス国民からの隔離を意味していた）。しかしUGIFの実態は、既存ユダヤ人非宗教団体の再編成であり、その主な活動はユダヤ人への社会的支援であった。そのためにランベールをはじめ、これらの団体指導者から賛同者が現れたのである。

UGIF 指導者となったランベールの方針は、占領当局やヴィシー政府との交渉を通じた合法的活動路線であった。しかしユダヤ人諸団体によるレジスタンス活動が増加する中で、資金的にもユダヤ人からの支持を失い、UGIFの支援活動は縮小していった。さらにランベール自身もヴィシー政府とのコネクションを理由に非難を受け、孤立していった。

彼のこうした活動の思想的背景として、二つの要素が挙げられる。第一にフランコ＝ユダイズム。これはフランス革命以後、ユダヤ系フランス人の「同化」を支えた論理であり、フランスを祖国とし、自らをユダヤ宗派のフランス市民とみなす主張であった。戦間期にランベールが寄稿した新聞記事からは、彼もまたこれに即した「フランス人」定義を有していたことは明らかである。この姿勢は両大戦への従軍、戦間期の官僚経験を通じて強まった。そして第二に汎ヨーロッパ主義。ランベールは学生時代より仏独融和に同調しており、第一

次世界大戦後には汎ヨーロッパ主義の支持者となった。これらが影響し、1930年代にランベールはユダヤ人難民への積極的な支援活動を行ったのである。

こうした姿勢は占領中も変わらず、ランベールがフランスに残留し、活動を継続する動機となった。その延長上にUGIF幹部就任が位置付けられるが、これを可能にしたのはヴィシー政府官僚との人脈である。これは占領以前から継続していたものと、占領期に形成されたものとに分類される。前者を構成するランベールの元同僚達は、ユダヤ人迫害に苦悩する彼へ同情を示していた。彼らの好意的態度はランベールの精神的支えとなり、ヴィシー政府の政策に対する楽観的予測を与えることになった（この背景には当時流布していた、ヴィシー政府のユダヤ人迫害がドイツの指令によるものだ、という流言が指摘できる）。そして後者は、ヴィシー政府内の反ユダヤ主義政策責任者によって構成されていた。ヴィシー政府はUGIF創設に向けてユダヤ人団体幹部の協力を求めており、占領下での難民支援継続を願うランベールとの利害が一致した。しかしこの関係は利害に基づき、それが一致しなくなれば破綻するものでもあった。事実、両者の関係が悪化した1943年8月にランベールは逮捕され、後にアウシュビッツへ移送されたのである。

以上から導かれるのは、ランベールが抱いていた「同胞」としてのヴィシー政府像である。そもそも彼は占領当初「祖国」の危機を救う人物としてペタンを支持しており、ユダヤ人迫害を除外すれば、ヴィシー政府の主張と一定の親和性がみられた。さらにドイツの指令という幻想、ヴィシー政府官僚との関係が複合し、ランベールはそのようなイメージを形成したといえるだろう。彼がユダヤ人迫害に抗議しながらも、ヴィシー政府との「協力」を継続した根底にはこうした意識が存在していたのである。だがそれはランベール側からの見方に過ぎず、彼がその人脈を通じてヴィシー政府の政策を左右できるわけでもなかった。この食い違いは、自己を「フランス人」と定義するユダヤ系フランス人ランベールが、ヴィシー政府全体にとっては排除すべき「ユダヤ人」だったことに由来するといえるだろう。

災害と歴史学

2012 年度駿台史学会大会統一テーマ趣旨

寺内 威太郎

(明治大学文学部教授・アジア史)

駿台史学会は、昨年、東日本大震災を受け、「20 世紀にみる地震災害と復興」と題するシンポジウムを開催した。トルコ共和国と日本の事例をあげて、歴史学が地震災害の復興に果たす役割を議論し、一日も早い被災地の復興を願った。しかし、大震災から1年9か月近くが経過した現在も、災害復興には幾多の障害が横たわっている。

被災した各地の復興は、全体としてみれば、徐々に進んでいるようである。しかし、国の施策が災害復興に迅速に対応できているとは言い難く、復興予算が他の目的に流用されるなどの問題も指摘されている。東京電力福島第一原子力発電所の事故も、発電所そのものの事故が収束する見通しは立っておらず、周辺地域では、高放射線量のために帰還困難地域が設定され、多くの住民がかつての居住地に帰れなくなっている。放射性物質に汚染された土砂の処理についても、中間貯蔵施設や最終処分場の設置場所をめぐって、国の決定に関係自治体が反発・反対するなど、問題の解決にはほど遠い状態である。災害復興に対する国や各自治体の対応を批判するだけでは、問題は解決しない。言葉のうえだけでなく、真に被災地と向き合って支援するとはどういうことなのか、改めて考えてみる必要がある。

また、大地震の影響によって日本列島の火山活動が活発化し、特に富士山が噴火するかもしれないと言われている。さらに近年、地球温暖化の影響もあってか、勢力の強い台風に見舞われ、激しい集中豪雨、河川の氾濫、土砂崩れなどの災害が増えつつある。言うまでもなく、自然災害は今に始まったことではない。日本は地震・津波を含め多くの災害を大昔から繰り返し繰り返し、そのたびごとに復興して、今日に至っている。

そこで、今年度の駿台史学会のシンポジウムでは、東日本大震災を念頭に置きながら、「災害と歴史学」をテーマに、改めて地震や津波以外の災害をとりあげ、日本は過去にどのような災禍を繰り返し、そこからいかに復興してきたのか、歴史学や地理学の立場から振り返り、今後の災害復興のあり方を考える一助としたい。

最初の報告者は考古学の若狭徹氏である。「古墳時代における火山災害対応と地域首長一群馬県榛名山麓に—」と題して、6世紀に起こった榛名山の2回の噴火に焦点を当て、この時の被災の状況、1次的な復旧の実態、2次的災害の後に起こった首長結合の解体、土地利用の転換による被災地の再開のあり方などを考察する。

二人目は日本史学の辻林正貴氏で、現在関心を呼んでいる富士山宝永噴火をとりあげる。宝永4(1707)年に起きた富士山の噴火は、山麓の村落に甚大な被害を与え、江戸にも火山灰を降らせた。「富士山宝永噴火災害からの復興過程—相模国足柄上郡千津島村を中心に—」と題する報告では、相模国足柄上郡千津島村(現在

の神奈川県南足柄市)における噴火の被害、被害を受けた後の復興過程を文書や絵図を用いて明らかにする。

最後は地理学の井上公夫氏である。氏は、長年土砂災害の調査、地すべり防止対策・砂防関連業務に携わってこられた。報告では「歴史的な大規模土砂災害を探るー日本の天然ダム災害と復興ー」という題目にあるように、9世紀～20世紀に至る日本各地の大規模な土砂災害の実態とその後の復興について、自然地理と人文地理の両面から検討する。さらに、井上氏は富士山宝永噴火にともなう土砂災害についても実地調査しておられるので、質疑応答・討論の際に少し時間を割き、「富士山宝永噴火と土砂災害」と題する追加報告をお願いする。辻林氏の報告と密接に関連し、両氏の間で突っ込んだ議論が期待される。

以上の三氏の報告は、災害の実態を把握するうえで、また災害の復興に際して、歴史学と地理学がどのような役割を果たしうるか、重要な示唆を与えるものになるであろう。フロアからの積極的な発言をお願いしたい。

古墳時代における火山災害対応と地域首長

—群馬県榛名山麓を例に—

若狭 徹

(高崎市教育委員会文化財保護課・考古学)

火山災害と群馬県地域 北関東の群馬県地域には、浅間山・榛名山・草津白根山など5つの活火山が存在し、噴火を繰り返してきた。有史以後では、3世紀代の浅間山噴火、6世紀前半の2回の榛名山噴火、12世紀初頭(天仁元年・1108年)の浅間山噴火、18世紀後半(1783年・天明3年)の浅間山噴火が大規模な例として知られる。本発表では、榛名山の2回の大噴火にあたって、当時の古墳時代社会がどのように対処したのかを予察する。

被災前の古墳時代社会 噴火前の榛名山東南麓には、東日本でも最有力の首長系列(保渡田古墳群を造営)が存在し社会活動を営んでいたが、その構成要素がテフラに埋没し、豊富な考古学的情報が残されている。

この首長は、東日本ではいち早く渡来人集団を傘下に編成し、その技術を利用して先進的地域経営を行っていた。首長は、治水技術を刷新し、山麓湧水・河川の管理によって広域用水網を作り上げ、小区画水田を広範囲に展開、周到な用水運用によって水稻農業を高度に集約化していた。と同時に、高燥地には畑地を拡大したことも判明している。さらに手工業生産を推進し、窯業(埴輪・須恵器)の振興、冶金の推進、加えて馬の生産を開始したことが分かっている。特に馬生産は、王権側の需用と関わって政治的に推進されたとみられる。古代に、上野国に官牧が9ヶ所置かれ、国内有数の馬生産地となり、今日の群馬地名が発祥することの起点がここにある。

最初の噴火 こうした先進社会が榛名山噴火で被災した。最初の噴火被害は火砕流と降下火山灰が山麓一面を覆うもので、5世紀末から6世紀初頭と推定される。榛名山の北東麓から東南麓に被害が及び、集落や耕地が広範囲にテフラに覆われ、山体部では高温の火砕流のために蒸し焼きになった集落(中筋遺跡等)も存在する。火砕流・火山灰堆積物の和は山体部で厚さ1m近く、給源から遠ざかるにつれて薄くなるが、偏西風にのった火山灰は東北地方まで到達したことが知られる。

2回目の噴火 2回目の噴火は6世紀前半と考えられ、給源から北東方面を中心に火山灰と軽石を降らせた。集落跡の黒井峯遺跡は厚さ1.5mもの軽石に埋没し、その直下には通常残りにくい平地建物や道、畑跡、祭場、柵などが良好に保存されている。

被害への対応 2回の噴火の後、厚い堆積物に埋没した北・東麓部では集落が衰退少する。一方、堆積物が相対的に薄かった東南麓部では集落の減少は顕著ではない。また、耕地において堆積物を除去した復興例は見出すことができない。畑の作条を深く掘削して堆積物下の黒ボク土を掘り上げ、畝に乗せて畑を再生するな

ど、小規模な復旧例がみられる程度である。水田に関しては、噴火活動が続くなかで畦の復旧を局所的に行った例があるが、やはり堆積物を広く除去しての復興例は見出せない。

洪水の発生 2回の噴火それぞれに伴って、自然ダムの決壊によるとみられる洪水が発生した。東南麓地域においても低地に洪水が来襲し、山体部では数メートル、山麓部では数10～数cm単位の厚さで面的に水田が埋没している。被害は広域かつ甚大だが、洪水堆積物を除去した形跡は認められない。

東南麓部における洪水来襲域は2エリアに分かれる。1つは山麓河川からの水利系統をたどって洪水が来襲した西部地域、いま1つは山麓諸河川から一度は大河川の利根川に集まった泥流が、利根川から取水されていた広域用水に再流入し、その用水域を伝って広くオーバーフローした東部地域である。これにより首長が5世紀代に精力を傾けて構築した水利体系が破綻したことが明らかである。

洪水被害の復興と再埋没 最初の洪水が一段落し、堆積物上面に数cmの黒ボクが形成されると復興水田が営まれる。しかし、全面復旧にはほど遠く、漏水が著しい耕地で収量が確保できたとは思われない。そしてこの復興水田も2回目の洪水に飲み込まれている。

土地利用の転換 しかし、東南麓地域では人々は土地を放棄していないことが集落動態から明らかであり、基幹産業の水稲農業から別な方向に土地利用が転換されたと推測できる。山麓部には、奈良時代に牧(有馬嶋牧)が成立したことが文献と考古学の双方の所見から明らかであり、5世紀に萌芽した馬生産を成長させながら産業構造を再構築したと考えられよう。また、火山灰土に適した畑作物への転換や、繊維業の組み込みなど、多様な可能性を念頭に置いて考古学的な証拠探しを重ねていく必要がある。

首長の動向 2回の被災を経験した首長の動向はどうか。東国でも最有力であった保渡田古墳群の被葬者は、3代に渡って大型前方後円墳を築造し、最後の薬師塚古墳が初回の被災を跨いで完成している。しかし先行する2古墳に比べて装備(葺石・埴輪)が著しく劣っており、経済力と動員力の減衰を読み取ることができる。そして、次の前方後円墳は築造されず大首長は不鮮明となり、帆立貝形古墳が複数並存する状況となる。

筆者は、広域水利ネットワークの破綻によって集団利害を調停する首長の存在意義が無意味化したこと、神まつりの失敗(噴火の発生)で首長の権威・求心力が低下したこと、これらを契機にして集団結合が解体したと考える。そして、本来の小地域経営者であった帆立貝形古墳被葬者らが並立する社会様態にいったん戻ったと推測している。

再びこの地域に前方後円墳が成立するのは6世紀後半になるが、水利網を再構築し、馬生産を差配して新たな集団結合を成し遂げた首長層の出現が契機となろう。群馬県地域には、史料から佐野屯倉と緑野屯倉の設置が確認され、これを契機に王権から新たな技術と人の移入(渡来人を含む)が進められた可能性が高い。屯倉の設置は王権側の利益のみならず、再開発を志向する地域側にとっても有用であったと考えられる。

富士山宝永噴火災害からの復興過程

—相模国足柄上郡千津島村を中心に—

辻林 正貴

(明治大学大学院文学研究科博士前期課程修了・日本史)

本報告では、宝永四(1707)年に起きた富士山宝永噴火によって、周辺村落がどのような被害を受け、その後どのように復興していったのか、相模国足柄上郡千津島村・皆瀬川村の二村（現在の南足柄市及び山北町）を事例に、その具体的な様子を明らかにする。

検討の方法として、まず史料から富士山宝永噴火の様子と、噴火が千津島村、皆瀬川村の両村に与えた被害を検討した。

「富士山砂降り余田地并居宅三尺砂ニ埋り田畑不残相■（潰カ）レ」「渡世之■可仕様子無御座候」と、家屋敷や田畑が砂に埋まり、農作業はもとより薪や炭の販売による商売も全くできなくなり、日常生活に多大な被害を被っていたことが分かった。

では、被害を受けた両村は、そこからどのように復興の過程をたどっていったのだろうか。復興にあたり小田原藩がとった行動、両村がとった行動をそれぞれ明らかにした。

結果、小田原藩からは

「去冬村々ニ積り候砂（中略）山方・野方・海辺何方江成り共、もより次第田畑之外空地江砂捨可申事」

「当麦作出来迄者、食物ハ去年冬中たくはへ置可申候間、飢不申様ニ可仕候、重而

吟味之上夫食御救茂可有之事、」

「大分砂積り、村中之人数ニ而難成所ニ而茂、力にをよひ候程者砂取のけ可申候、

其内見分遣シ可申事、」

などの触れが出され、具体的な復興作業の方法や、「夫食御救」の用意があることなどが村々に示されていたことが分かった。

一方、千津島村、皆瀬川村の両村では、「砂置場」を設け、触れどおりにそこへ降り積もった砂（＝火山灰）を運んでいたこと、さらには皆瀬川村においては「御救金」を下付されていたことが分かり、噴火以降の作業や当時の様子を明らかにすることができた。

合わせて、延享二(1745)年に両村において作成された「地押絵図」を使用し、噴火からおよそ四十年が経過した時点での、土地（田畑＋屋敷）の復興状況を検討した。

この絵図には、屋敷、田畑一筆毎の等級、反別、更には「砂埋」「御取ケ付」といった該当の土地に対する補足事項が記述されており、当時の屋敷、田畑の様子が詳細にわかる史料となっている。

本史料を検討した結果、噴火後四十年の時点での土地の状況、更には地目および等級によって、復興の進捗の度合いが異なっていたことが明らかとなった。

また、噴火前後の年貢割付状、年貢皆済状を検討することで、被害を被った田畑が、どの程度「生産量」を回復させることができたのか、その観点からも復興の様子を検討することができ、「地押絵図」の検討とあわせることで、より具体的に復興の状況を明らかにすることができた。

歴史的な大規模土砂災害を探る

—日本の天然ダム災害と復興—

井上 公夫

(一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構・地理学)

1 はじめに

演者は、東京都立大学理学部地理学科を1971年に卒業後、日本工営株式会社就職し、36年間防災関連のコンサルタント業務に従事し、6年前から現在の財団に奉職している。その間、日本各地で地すべり防止対策検討や砂防関連業務を行ってきた。これらの業務を通して調査した現場について、旅館などで市町村史などに記載された自然災害(特に土砂災害)に興味を持ち、自然地理と人文地理の両面から歴史的な大規模土砂災害(特に、天然ダム災害)の事例を収集してきた。ここでは、印象の深い事例を紹介したい。

2 浅間山の天明噴火時の史料・絵図解釈の問題点

浅間山の天明噴火(1783)は江戸時代後期の大災害であるため、読み書きできる人が増え、非常に多くの文書や絵図が残されている。天明噴火を記録した史料には、目撃者が土砂の移動状況や被災状況を直接記録したものと、それらの情報が流布され、他の人が記載したものがある。科学技術や交通機関が発達しておらず、激甚な災害によって社会が混乱していた時期に書かれたものであるため、間違っただけの情報をそのまま記載しているものもある。また、誰が誰に何の目的で書いたのか、確認する必要がある。藩や代官所などの公的記録・日記であれば、日付が明確であるため、比較的信憑性が高い。

名主→代官、代官→藩主、藩主→幕府のように、下から上に書かれた文書(年貢の免除願い、お助け救助願い)はどうしても過大な表現となる。逆に支配層が書いた文書(年貢の取り立てなど)は、災害を過少に評価する機会が多い。また、譜代大名が幕府に被災報告する場合には、参勤交代の繰り延べや救助金を得るため、被害を誇大に報告することが多い。外様大名の場合には、被害を過少に報告する(報告しない)ことが多い。

本項では、萩原進(1985-96)『浅間山天明噴火史料集成I~V』の解説などを参考に、なるべく天明噴火直後に書かれた史料を重視し、作者の周辺の被災状況の報告は信憑性が高いと判断した。

3 887年の八ヶ岳の山体崩壊と天然ダムの形成・決壊

千曲川沿いの佐久平から善光寺平には、平安時代前半の遺跡では、条里制水田などを覆うほぼ同じ年代(陶磁器などで認定)の洪水砂が発見され、「仁和の洪水砂」と呼ばれていた。『日本三大実録』や『扶桑略記』では、仁和三年七月三十日(887年8月22日)、『日本略記』や『類聚三大格』では、仁和四年五月廿八日(888年6月20日)と記され、どちらかが誤記ではないかと論争が続いていた。

これらの史料を読むと、887年は海溝型地震・五畿七道地震による記載で、八ヶ岳の北部で大規模山体崩壊

が起こり、大月川を岩屑なだれとなって流下した。岩屑なだれ堆積物は千曲川を河道閉塞し、高さ 130m、湛水量 5.8 億 m^3 と日本で最大規模の天然ダムが形成された。この天然ダムは容量が大きいので、満水になるのに 303 日もかかった。303 日後の 6 月 20 日に天然ダムは決壊し、決壊洪水が佐久平から善光寺平を襲ったと考えれば、史料の矛盾はなくなる。

河内 (1993) は 887 年に天狗岳東壁が山体崩壊を起こし、大月川岩屑なだれの堆積量を 3.5 億 m^3 と見積もっている。しかし、大月川上流部の馬蹄形カルデラの規模は、南北 2.25km、東西 3.5km、最大比高 350m のカルデラを形成しており、河内が想定した岩屑なだれよりも規模がかなり大きい。このことは 887 年のような大規模土砂移動が繰り返し発生したことを示唆している。千曲川沿いには成因の不明な高位段丘 (佐久穂町八千穂の右岸の段丘面-発電所の調整池が存在) が分布している。カルデラ頭部に稲子岳が長軸 1000m、短軸 700m、高さ 200m、推定体積 1.4 億 m^3 程度) の巨大な移動岩体として残っている。この移動岩体は 887 年の山体崩壊時に形成されたものであろうか。それとも、以前から移動岩体は存在し、その一部を含めて大規模に山体崩壊を起こしたのであろうか。この移動岩体には風穴があるなど、基盤からほぼ完全に分離している (飯島ほか 1998)。現在も残る稲子岳を載せた移動岩体は、今後の地震や豪雨、後火山活動によって、大きく崩落し、新たな岩屑なだれを発生させて、千曲川を河道閉塞し、天然ダムを形成する可能性が考えられる。このような観点から、稲子岳付近の岩体の変動状況を GPS などによる移動量観測によって把握すべきであろう。

千曲川の河床縦断面図によれば、現在でも河道閉塞地点付近で、千曲川の河床は 50m 程高くなっている。決壊した岩屑なだれ堆積物は、閉塞地点から下流の小海町八那池から馬流付近の河谷を埋積し、比高 20~50m の土石流段丘を形成した。現地調査によれば、この段丘面上や千曲川の河床には、八ヶ岳起源の巨礫が多く残っており、異様な光景である。この堆積物は、小海町馬流付近で右支の相木川を閉塞し、高さ 30m、湛水量 660 万 m^3 の相木湖として残った。千曲湖 1 は、決壊後も湛水高さ 50m 程度 (湛水量 4100 万 m^3) の千曲湖 2 として残った (海尻・海ノ口・広河原などの地名が残る)。仁和四年から 131 年後の寛弘八年 (1011) 八月三日に海尻と海ノ口の間にあった湖が松原湖下の深山で決壊し、その湖底が干潟となって、谷底の平地部が形成された (南佐久郡誌 2002)。戦国時代に描かれた絵図のうち、『武藤 A 絵図』(武藤守善氏蔵) には、小海付近にはかなり大きな湖が描かれており、600 年以上も天然ダム残っていた可能性がある。

引用・参考文献

- 井上公夫 (2006) : 建設技術者のための土砂災害の地形判読実例問題、中・上級編、古今書院、142p.
- 井上公夫・向山栄 (2007) : 建設技術者のための地形図判読演習帳、初・中級編、古今書院、82p.
- 井上公夫 (2009) : 噴火の土砂洪水災害、一天明の浅間焼けと鎌原土石なだれ一、古今書院、220p.
- 井上公夫・川崎保・町田尚久 (2010) : 八ヶ岳大月川岩屑なだれ、地理、55 巻 5 号、口絵、p. 1-4、本文、p. 106-116.
- 水山高久監修、森俊勇・坂口哲夫・井上公夫 (2011) : 日本の天然ダムと対応策、古今書院、187p.